

## 福山市と株式会社中国放送との安全・安心に関する連携協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社中国放送（以下「乙」という。）は、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に向けた取組の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携して、防災及び交通安全・防犯等に関する情報の発信に取り組むことにより、市民の安全・安心を確保することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

#### （1）防災に関する平常時の連携事項

- ア 防災・減災に関する情報の発信及び広報
- イ 防災イベント等の実施

#### （2）災害時における連携事項

- ア 甲から乙への情報伝達はＬアラート等により行う。
- イ 乙はアで得た情報に基づき、番組、速報スーパー、Ｌ字放送等により報道するとともに、ホームページ、ＳＮＳ等で情報発信する。

#### （3）交通安全・防犯における連携事項

- ア 交通安全・防犯に関する情報の発信及び広報
- イ 交通安全・防犯イベント等の実施

#### （4）その他、甲及び乙が必要と認める事項

### （協定内容の変更）

第3条 甲又は乙が、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （秘密保持）

第4条 甲と乙は、本協定に基づき知りえた情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。

(担当者名簿の作成)

第5条 甲と乙は、本協定の締結日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。ただし、人事異動等により事務担当者に変更が生じた場合は年度途中であっても、隨時交換するものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から2026年（令和8年）3月31日までとし、有効期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定める事項について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が押印の上、各自その1通を所持する。

2025年（令和7年）12月22日

甲 広島県福山市東桜町3番5号  
福山市  
福山市長 枝 広 直 幹

乙 広島県広島市中区基町21番3号  
株式会社中国放送  
代表取締役社長 宮 迫 良 己